

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会

松江市準備委員会

## 第 1 回 競技式典専門委員会

参 考 資 料



# 目次

- ・ 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会  
松江市準備委員会会則 . . . P1
- ・ 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会  
松江市開催基本方針 . . . P6
- ・ 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会  
松江市準備委員会総会から常任委員会への委任事項 . . . P7

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会  
松江市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会松江市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会において、松江市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な業務を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(委員)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 松江市を代表する者
- (2) 松江市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係機関及び関係団体を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、松江市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が

委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、原則として委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告しなければならない。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。  
(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急事項に関すること。
  - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。  
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託及び委任された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(書面議決)

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

1 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

2 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

3 委員は、議決権を行使するにあたり、議案の内容について質疑等を行うことができる。

4 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。

5 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。

6 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。

7 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、松江市に帰属する。

## 第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和8年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和8年3月31日までとする。

## 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 松江市開催基本方針

### 1 基本方針

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、全国のアスリートの活躍の場であるとともに、スポーツ振興や地域振興に寄与する大会です。アスリートが実力を最大限に発揮できる体制を整え、全国から訪れる人々を松江らしい温かいおもてなしでお迎えし、歴史文化に彩られた松江の魅力を全国に発信します。

本大会は、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、スポーツを「する人」「みる（観る）人」「ささえる（支える）人」の全てが、スポーツの素晴らしさに感動し、松江に誇りをもてるよう、市民の総力を結集した市民総参加型の大会として開催し、松江の将来像「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」の創造に向けて、大会の成果を次世代に引き継ぎます。

### 2 実施目標

#### （1）全市民が参加し松江に誇りをもてる大会

市民一人ひとりが、本大会に多様な関わりを持つことによって、人とのつながりやスポーツに関わる楽しさ・喜びを感じ、松江の魅力を再認識し、松江に誇りをもてる大会を目指します。

#### （2）スポーツによる地域づくりを推進する大会

大会が契機となり、市民がスポーツに親しむことで健康づくりや生きがいづくりを推進するとともに、地域間交流の拡大や宿泊・観光・飲食など地域経済の発展をつくりだし、地域ににぎわいを創出し活気あふれる大会を目指します。

#### （3）松江の魅力を全国に発信する大会

本市を訪れるすべての人を温かくお迎えし、水と緑の豊かな自然と歴史的な文化遺産、伝統に恵まれた本市の素晴らしさを全国に発信する大会を目指します。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会  
松江市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会松江市準備委員会会則  
第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の推進総合計画の策定及び進行管理に関すること
- 2 総務、企画、財務、広報、市民協働、観光・おもてなしに関すること
- 3 競技、施設、式典に関すること
- 4 宿泊、医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通・駐車場、消防防災、警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること